

令和5年度
朝霞市行政評価
(外部評価)
結果報告書

令和5年8月

朝霞市外部評価委員会

目 次

1	外部評価の概要	1
2	外部評価委員会の位置付け	3
3	外部評価委員会の構成	3
4	外部評価の評価対象	3
5	評価	1 2

参考資料

I	朝霞市外部評価委員会条例	2 8
II	委員名簿	3 0
III	審議経過	3 0

1 外部評価の概要

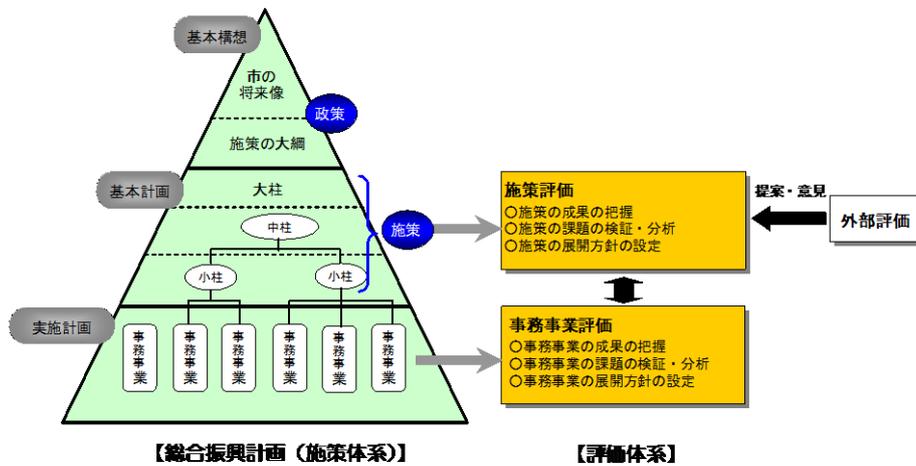
朝霞市では、行政活動によって生み出された成果を検証し、その結果を次の活動に結びつけるため、平成19年度から行政評価制度を段階的に導入してきました。

そして、市が実施する行政評価の透明性と客観性を確保するため、平成22年度から「朝霞市外部評価委員会」を設置し、市で行った自己評価について外部の視点から検証を行っています。

① 評価対象

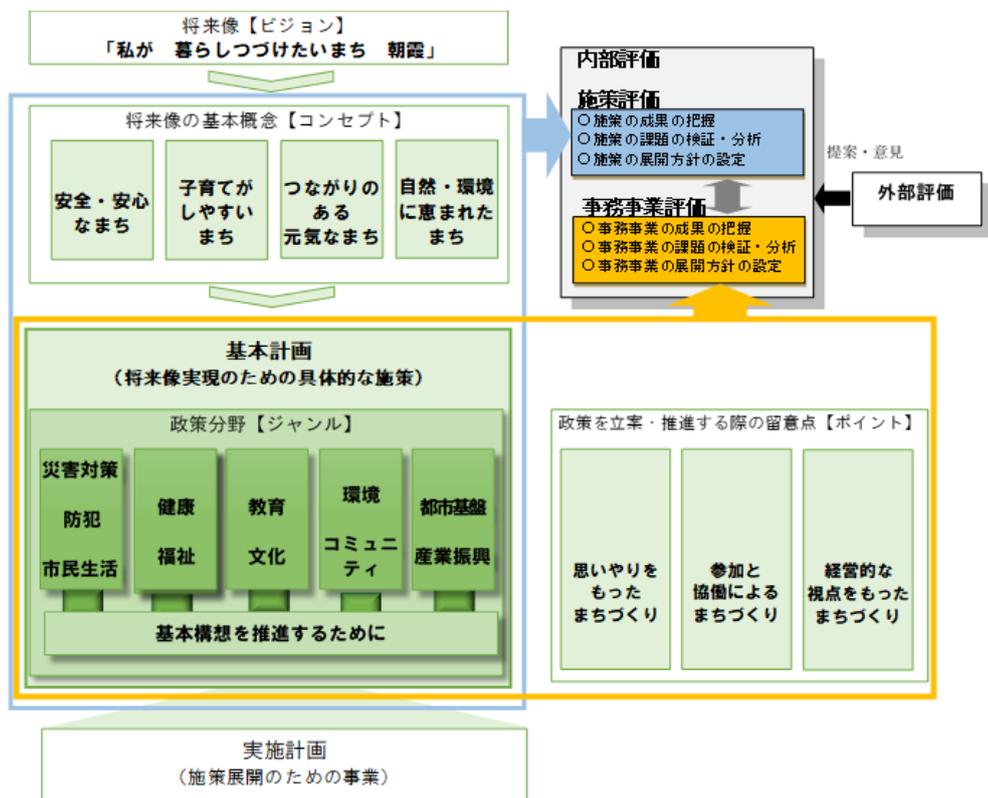
- ・平成23年度から平成27年度まで

第4次朝霞市総合振興計画後期基本計画の計画期間（平成23年度～平成27年度）に95の施策全てに対して評価を行いました。



- ・平成28年度から

第5次朝霞市総合計画の将来像の基本概念（コンセプト）ごとに施策の評価を行っています。



【第5次総合計画の構成】

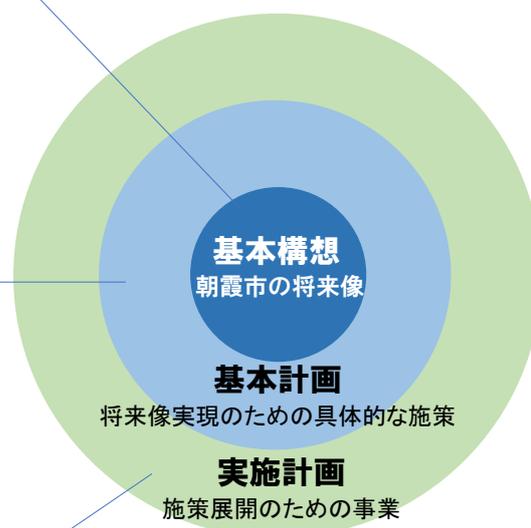
第5次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

基本構想は、市民と行政がともに実現を目指す将来像と、その実現に向けた政策の方向性を示すものです。構想期間は、平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までの 10 年間とします。

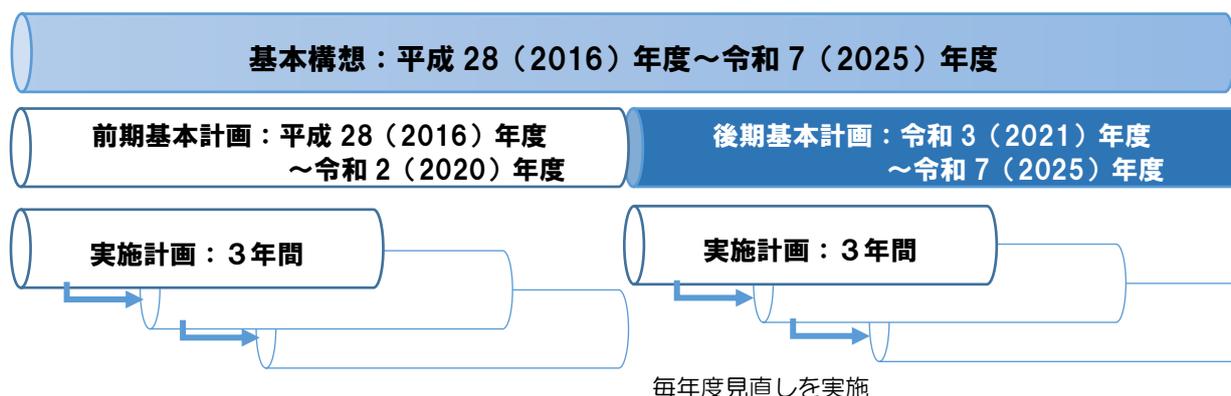
基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別に、体系的に示すもので、前期と後期に分け、それぞれ5年間で計画期間とします。

前期：平成 28（2016）年度から
令和 2（2020）年度まで
後期：令和 3（2021）年度から
令和 7（2025）年度まで

実施計画は、基本計画に定めた各施策を展開するためのより具体的な事務や事業の内容を示すもので、各年度の予算編成の基礎となります。3年間で計画期間とし、毎年度、内容を見直します。



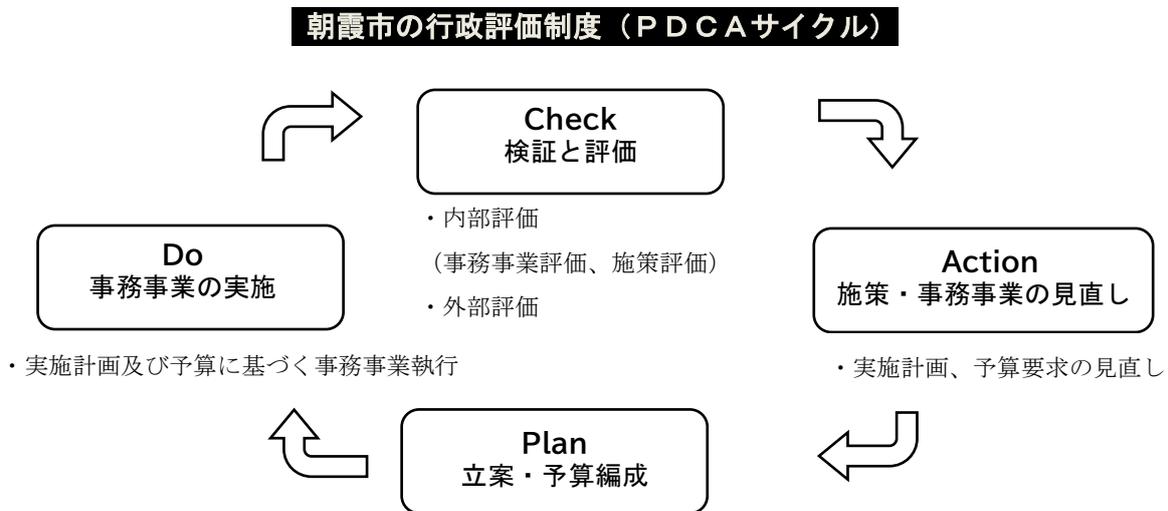
【基本構想・基本計画・実施計画の計画期間】



※第5次朝霞市総合計画後期基本計画 P.12 より抜粋

②評価結果

市が実施する内部評価に、外部評価を加えたPDCAサイクルを構築するため、評価を4月頃から7月頃にかけて実施し、評価のまとめとして所見を市に提出します。提出された所見を踏まえて、次年度以降の実施計画を策定するとともに、事務事業を実施していくことをねらいとしています。



2 外部評価委員会の位置付け

外部評価委員会は、市が実施した施策評価の結果を検証し、意見や提案を行うとともに、行政評価制度の改善について提言を行います。

3 外部評価委員会の構成

外部評価委員会は、市議会議員、知識経験のある方、関係団体から推薦された方、市民公募委員の合計12人で構成する第三者評価機関で、それぞれの立場から専門性や生活者としての視点を生かして評価を行っています。

また、総合計画とまち・ひと・しごと総合戦略の施策を一体的に評価するため、令和4年度から、まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を外部評価委員会に統合しています。

4 外部評価の評価対象

第5次総合計画の将来像の4つの基本概念（コンセプト）と5つの政策分野（ジャンル）を支える「基本構想を推進するために」に位置付く施策を評価対象としています。

令和5年度に開催した外部評価委員会では、令和4年度に実施した施策について、外部評価を行いました。

なお、令和3年度を始期とする第5次総合計画後期基本計画から、第2期朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略の重要業績評価指標（KPI）を総合計画の施策に紐づけ、総合計画と総合戦略を一体的に評価することとしています。

●将来像の基本概念（コンセプト）

安全・安心なまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（施策コード）
◆ 1 人にやさしいまちへ		
1	誰もが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保	やさしさに配慮した道づくり (521)
		まちの骨格となる道路づくり (522)
		特性に応じた市街地づくり (541)
2	ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備	質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
		学びを支える環境の充実(322)
		利用しやすい施設の提供(332)
		まちの骨格となる道路づくり (522)
		良好な交通環境づくり (523)
		全ての人にやさしいまちづくり (562)
公共施設の効果的・効率的な管理運営 (653)		
◆ 2 支え合う心で安全・安心なまちへ		
1	地震災害時の避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備	まちの骨格となる道路づくり (522)
		災害や犯罪に強いまちづくり (561)
2	集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策	公共下水道の整備 (552)
		災害や犯罪に強いまちづくり (561)
3	上下水道などのインフラ、公共施設などの計画的な耐震化・老朽化対策	利用しやすい施設の提供(332)
		上水道の整備・充実(551)
		公共下水道の整備(552)
		災害や犯罪に強いまちづくり (561)
4	防災、減災のための自助、共助、公助による地域防災計画の推進	防災対策の推進(111)
5	市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などの支援	防災対策の推進(111)
		地域防災力の強化(112)
		防犯のまちづくりの推進(121)
		消費者の自立支援の充実(122)
		良好な交通環境づくり (523)
6	警察や消防などの関係機関、地域の事業者との連携	消防体制の充実(113)
		防犯のまちづくりの推進(121)
		良好な交通環境づくり (523)
		問題解決に向けた支援体制の充実(612)

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（施策コード）
7	社会的弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人、低所得者などが地域で自立した生活を営むために必要な支援	地域共生社会の構築(211)
		生活困窮者等への支援(212)
		自立のためのサービスの確立(232)
		安全・安心な生活ができる環境整備(233)
		地域包括ケアシステムの推進(234)
		共に生きる社会の実現(241)
		地域における自立生活支援(242)
		自立に向けた就労の支援(243)
		生涯学習活動の推進(321)
		スポーツ・レクリエーション活動の推進(331)
		芸術文化の振興(342)
		全ての人にやさしいまちづくり(562)
		人権教育・啓発活動(611)
男女平等が実感できる生活の実現(622)		
8	市民が安心して暮らせるための社会保障制度の適正な運営	自立のためのサービスの確立(232)
		地域包括ケアシステムの推進(234)

●将来像の基本概念（コンセプト）

子育てがしやすいまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（施策コード）
◆1 子育てしやすいまちへ		
1	妊娠から出産・子育てと、ライフスタイルに合せた支援体制とサービスの充実	幼児期等の教育・保育の充実(223)
		保健サービスの充実(252)
		地域医療体制の充実(253)
◆2 子どもたちがいきいきと育つまちへ		
1	全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりの推進	朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		確かな学力と自立する力の育成(312)
		質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
		学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進(314)
		生涯学習活動の推進(321)
		学びを支える環境の充実(322)
		スポーツ・レクリエーション活動の推進(331)
		歴史や伝統の保護・活用(341)
		芸術文化の振興(342)
2	急激な社会の変化に対応するための教職員の資質向上や教育内容の充実	朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		確かな学力と自立する力の育成(312)
		質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
3	虐待やいじめ、不登校等の問題を解決するための、子どもの個性と人権を尊重した教育の推進	子どもたちが健やかに育つ環境整備(221)
		子育て家庭を支えるための環境整備(222)
		青少年の健全育成の充実(224)
		朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		人権教育・啓発活動(611)
4	障害のある人となない人がともに学ぶことのできる教育制度（インクルーシブ教育システム）を踏まえた、一人一人の障害等に応じた教育の充実	確かな学力と自立する力の育成(312)
		質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
		生涯学習活動の推進(321)
		芸術文化の振興(342)

●将来像の基本概念（コンセプト）

つながりのある元気なまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（施策コード）
◆ 1 つながりのあるまちへ		
1	自治会やボランティアなどコミュニティ活動の活性化と連携の促進による住民の地域意識の醸成	地域共生社会の構築(211)
		健康で活躍できる地域社会の推進(231)
		学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進(314)
		芸術文化の振興(342)
		コミュニティ活動の推進(431)
		活動施設の充実(432)
2	生涯学習に対する市民の関心の高まりに対するスポーツや芸術文化などの活動支援及び学び合いによるまちづくりの推進	学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進(314)
		学びを支える環境の充実(322)
		スポーツ・レクリエーション活動の推進(331)
		利用しやすい施設の提供(332)
		芸術文化の振興(342)
		人権教育・啓発活動(611)
		男女平等の意識づくり(621)
3	NPOなど市民活動団体への支援	地域包括ケアシステムの推進(234)
		芸術文化の振興(342)
		市民活動への支援(441)
		市民活動環境の充実(442)
		市民参画と協働の推進(641)
4	多文化共生の考えのもと、お互いを理解しあうためのコミュニケーションの促進	生涯学習活動の推進(321)
		芸術文化の振興(342)
		人権教育・啓発活動(611)
		外国人市民が暮らしやすいまちづくり(631)
		多文化共生への理解の推進(632)
5	コミュニティバス運行や路線バスとの連携による公共交通ネットワークの充実	良好な交通環境づくり(523)

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（施策コード）
◆ 2 元気なまちへ		
1	高齢者の豊富な知識や経験の活用、学習活動・就業への支援	健康で活躍できる地域社会の推進(231)
		生涯学習活動の推進(321)
		芸術文化の振興(342)
2	いつまでも、住み慣れた地域で暮らし続けるための福祉サービスの質の向上	安心できる葬祭の場の提供(123)
		地域共生社会の構築(211)
		生活困窮者等への支援(212)
		自立のためのサービスの確立(232)
		安全・安心な生活ができる環境整備(233)
		地域包括ケアシステムの推進(234)
		全ての人にやさしいまちづくり(562)
3	健康づくりの取組の充実	健康で活躍できる地域社会の推進(231)
		健康づくりの支援(251)
		保健サービスの充実(252)
		地域医療体制の充実(253)
		社会保障制度の適正な運営(261)
		芸術文化の振興(342)
4	消費者ニーズに対応できる商業の振興、商店街の活性化	魅力ある商業機能の形成(571)
5	起業家や中小企業への効果的な支援	中小企業の経営基盤の強化(572)
		産業育成のための連携強化(581)
		起業・創業の支援(582)
6	雇用機会の創出と労働環境の充実の支援	企業誘致の推進(573)
		勤労者支援の充実(591)
		雇用の促進(592)

●将来像の基本概念（コンセプト）

自然・環境に恵まれたまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（施策コード）
◆ 1 自然・環境がいきるまちへ		
1	自然と調和した適正な土地利用の促進	市街地の適正な利用(511)
		市街地周辺の適正な利用(512)
2	市民との協働による河川環境や樹林地、湧水、公園緑地などの保全・活用	住みよい環境づくりの推進(411)
3	地域の特色を生かした美しい景観の保全・創出	まちの魅力を生み出す景観づくり(533)
		都市農業の振興(574)
4	環境保全のための活動の支援、環境にやさしいまちづくり	住みよい環境づくりの推進(411)
		環境教育・環境学習の推進(413)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
5	循環型社会の構築に向けた市民と行政が一体となった取組の推進	低炭素・循環型社会の推進(412)
		ごみの減量・リサイクルの推進(421)
		ごみ処理体制の充実(422)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
		循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり(534)
◆ 2 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ		
1	朝霞のあゆみを後世に伝えていくための地域の歴史や伝統文化の継承・保護	生涯学習活動の推進(321)
		学びを支える環境の充実(322)
		スポーツ・レクリエーション活動の推進(331)
		歴史や伝統の保護・活用(341)
2	恵まれた自然や環境を生かした朝霞独自の文化の継承・創出・育成	歴史や伝統の保護・活用(341)
		地域文化によるまちづくり(343)
3	まちの活性化を図るため、市民と市の協力によるまちの魅力（文化・環境・ひと）の発信	芸術文化の振興(342)
		地域文化によるまちづくり(343)
		シティ・プロモーションの展開(656)

●将来像の基本概念（コンセプト外）

基本構想を推進するために

大柱		施策（施策コード）
1	市民参画・協働	生涯学習活動の推進(321)
		市民活動への支援(441)
		市民活動環境の充実(442)
		市民参画と協働の推進(641)
		情報提供の充実と市民ニーズの把握(642)
2	行財政	総合計画の推進(651)
		公平・適正な負担による財政基盤の強化(652)
		公共施設の効果的・効率的な管理運営(653)
		適正かつ効率的な行政事務の遂行(654)
		機能的な組織づくりと人材育成(655)

朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略

◆基本目標		
具体的な施策		総合計画における施策（施策コード）
◆基本目標 1 産業の振興により市民生活と調和した豊かな暮らしを実現する		
ア	暮らしにマッチした生活環境の創造	魅力ある商業機能の形成(571)
		企業誘致の推進(573)
イ	生活を支える産業の活性化	中小企業の経営基盤の強化（572）
		起業・創業の支援(582)
ウ	仕事と生活を両立する環境づくり	起業・創業の支援(582)
		雇用の促進(592)
		勤労者支援の充実(591)
◆基本目標 2 地域の特色を生かし魅力にあふれた選ばれるまちをつくる		
ア	暮らしやすさが実感できる都市機能の充実	やさしさに配慮した道づくり(521)
		良好な交通環境づくり(523)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
イ	市民の地域に対する誇りと愛着の醸成	地域文化によるまちづくり(343)
		歴史や伝統の保護・活用(341)
ウ	市の魅力を発信するシティ・プロモーション	情報提供の充実と市民ニーズの把握(642)
		シティ・プロモーションの展開(656)
◆基本目標 3 安心して結婚・出産・子育てができる環境をつくる		
ア	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の充実	保健サービスの充実(252)
		子育て家庭を支えるための環境整備(222)
イ	様々な保育需要に応じた環境づくり	幼児期等の教育・保育の充実(223)
ウ	魅力ある教育の推進	確かな学力と自立する力の育成(312)
		学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進(314)
◆基本目標 4 誰もがいつまでも活躍できる安全・安心なまちを実現する		
ア	地域とのつながりを持ちながらいつまでも活躍できる環境づくり	健康づくりの支援(251)
		市民活動環境の充実(442)
イ	様々な人々がつながりを持ちながら相互に支え合う地域の基盤強化	健康で活躍できる地域社会の推進(231)
		コミュニティ活動の推進(431)
ウ	災害への備えが万全で安心して過ごせる地域連携の体制強化	地域防災力の強化(112)
		防災対策の推進(111)

5 評価

令和4年度に実施した施策について、施策評価結果（内部評価）や市民満足度アンケートの結果、担当課との質疑応答などを踏まえ、外部評価委員会の評価として所見を次頁以降に取りまとめました。今後の施策の実施に当たっては、本所見を生かして推進されることを望むものです。

将来像の基本概念（コンセプト）

安全・安心なまち

“安全・安心なまち”とは、私が「日常生活において安全で安心して暮らしていける」と実感できるまちであるとともに、「災害時においては、みんなで助け合って乗り越えられる」と思えるまちです。

日常生活においては、安心して平穏に子どもを育てられたり、老後を過ごせたりすることが必要です。また、誰もが安全に不自由を感じることなく行動でき、不安をかかえずに日々を過ごせることが必要です。

また、災害による被害をできるだけ少なくするよう日頃から備えをし、万一、災害が起きても、みんなで助け合って乗り越えていける、そのようなまちにしていきたいと思えます。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆ 人にやさしいまちへ

- ・誰もが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保
- ・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備

◆ 支え合う心で安全・安心なまちへ

- ・地震災害時の避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備
- ・集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策
- ・上下水道などのインフラ、公共施設などの計画的な耐震化・老朽化対策
- ・防災、減災のための自助、共助、公助による地域防災計画の推進
- ・市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などの支援
- ・警察や消防などの関係機関、地域の事業者との連携
- ・社会的弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人、低所得者などが地域で自立した生活を営むために必要な支援
- ・市民が安心して暮らせるための社会保障制度の適正な運営

※第5次朝霞市総合計画後期基本計画P.191より抜粋

◆ 人にやさしいまちへ

施策521 やさしさに配慮した道づくり

- ・自転車と歩行者のトラブルについては、自転車のマナーの問題だけではなく、自転車が走るスペースが少ないというハード面の課題があることも認識し、自転車道を増やすよう、国・県と連携して進めていただきたい。

【まち・ひと・しごと】基本目標2（ア）該当

施策522 まちの骨格となる道路づくり

- ・県道の整備について、市の所管ではないとしても、市民の意見を受けて、県に継続して要望するなど、地域課題の解決に積極的に取り組むべきではないか。

【まち・ひと・しごと】基本目標2（ア）該当

施策523 良好な交通環境づくり

- ・市内循環バスについて、地域住民の足の不便さを解消するものとして評価するが、路線ごとの必要性や広域実施の可能性について、改めて検証したらどうか。

【まち・ひと・しごと】基本目標2（ア）該当

- ・自転車の右側走行や、スマホを見ながらの走行を見かけることがある。事故につながることなので、警察と連携し自転車の運転マナーを周知したらどうか。

◆ 支え合う心で安全・安心なまちへ

施策 1 1 2 地域防災力の強化

- ・要支援者の認定を受けていない方でも、移動に支障があるなど避難行動の際に支援が必要な方については、要支援者同様に支援体制を整えるべきではないか。

【まち・ひと・しごと】基本目標 4（ウ）該当

- ・要支援者の避難支援について、まずは、災害時に自身がどう行動するのかを被支援者自身に認識してもらう必要がある。その上で、共助として地域で支援する際、市が町内会等に提供する支援者に関する個人情報の取扱いがネックになることがあるので、支援の妨げにならないよう個人情報の運用方法を検討する必要がある。

【まち・ひと・しごと】基本目標 4（ウ）該当

施策 1 2 1 防犯のまちづくりの推進

- ・防犯カメラ補助金の利用実績が少ないようなので、自治会にPRするなどして、防犯カメラの設置を推進したらどうか。

【まち・ひと・しごと】基本目標 4（ウ）該当

施策 2 1 1 地域共生社会の構築

- ・民生委員・児童委員の活動を市民に知ってもらい相談しやすくするためには、活動報告を広報に掲載したり、児童委員が保育園の運動会に参加したりするなど、委員と市民の接点を作る努力が必要ではないか。

【まち・ひと・しごと】基本目標 4（イ）該当

- ・民生委員・児童委員への相談に至る経緯を把握することで、制度が機能しているか、どのように接点を作っていけばよいかかわかると思うので、そうした情報の把握が必要ではないか。

- ・市民は、困りごとがある場合、民生委員に相談するという考えが浮かばないのが現状だと思うので、相談できる内容等について、回覧板や掲示板でも周知・情報提供することで、民生委員が活躍できる場面が増えるのではないか。

施策 5 5 2 公共下水道の整備

- ・下水道施設は市民生活を支えている重要なインフラで、市民一人ひとりが適切に使用することが必要である。下水道の役割、市が取り組んでいる施策などを市民に周知啓発したらどうか。

将来像の基本概念（コンセプト）

子育てがしやすいまち

“子育てがしやすいまち”とは、私が「このまちで子どもを育て、その喜びを実感できる」まちです。

そのためには、子どもたちがのびのびと成長し、学び、遊べる良好な環境が整い、私が安心して楽しく子どもを育てるための様々な支援が充実していることが必要です。

さらに、自然や文化に接しながら、子どもたちが心豊かに成長し、質の高い教育を受けられる、そのようなまちにしていきたいと思えます。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆ 子育てしやすいまちへ

- ・ 妊娠から出産・子育てと、ライフスタイルに合わせた支援体制とサービスの充実

◆ 子どもたちがいきいきと育つまちへ

- ・ 全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりの推進
- ・ 急激な社会の変化に対応するための教職員の資質向上や教育内容の充実
- ・ 虐待やいじめ、不登校等の問題を解決するための、子どもの個性と人権を尊重した教育の推進
- ・ 障害のある人とない人が共に学ぶことのできる教育制度（インクルーシブ教育システム）を踏まえた、一人一人の障害等に応じた教育の充実

※第5次朝霞市総合計画後期基本計画 P.192 より抜粋

◆ 子育てしやすいまちへ

施策 2 2 2 子育て家庭を支えるための環境整備

- ・児童の相談支援について、市が様々なチャンネルを通じて支援していることは評価するが、苦しい状況にある人ほど、心や時間に余裕がなく、相談に至るまでのハードルが高いため、そうした点を考慮して取り組む必要があるのではないか。

【まち・ひと・しごと】基本目標 3 (ア) 該当

- ・子育て相談等について、相談申込をメールで受け付けるなど、相談者の心理的なハードルを下げて、相談しやすくなるような工夫が必要ではないか。

【まち・ひと・しごと】基本目標 3 (ア) 該当

施策 2 2 3 幼児期等の教育・保育の充実

- ・ファミリーサポートセンターの利用にあたり、対面で登録を行うことの重要性は認識したが、一方で、説明会への参加が難しいという市民の声もあることから、例えば、説明動画を市のホームページに掲載し、視聴の上、個別に申込を受けるなど、デジタルを活用し、利用者の負担を減らす仕組みを検討したらどうか。

【まち・ひと・しごと】基本目標 3 (イ) 該当

◆ 子どもたちがいきいきと育つまちへ

施策 3 1 1 朝霞の次代を担う人材の育成

- ・子どもたちのケアについて、苦しく、厳しい状態の時ほど、SOSを発信することが難しいので、教育相談等を活用し、そうした子ども達に気が付けるよう注意深く見守る必要がある。

【まち・ひと・しごと】基本目標 3（ア）該当

施策 3 1 2 確かな学力と自立する力の育成

- ・生活を送る上で、お金の取扱いは切り離せないことから、今後の子どもの人生において金融教育は重要なものであるという認識を持ち、取り組んでほしい。

【まち・ひと・しごと】基本目標 3（ウ）該当

- ・子どもたちが、社会生活上のマナーや経済・金融に関する知識を学んだり、ボランティア活動の経験をするためには、学校教育の中だけではなく、地域住民や地域の企業と連携した取組を行ったらどうか。

【まち・ひと・しごと】基本目標 3（ウ）該当

施策 3 1 3 質の高い教育を支える教育環境の整備充実

- ・教職員の研修について、指導や育成という観点だけでなく、同年代の教職員同士が悩み事を相談したり、交流したりする機会を確保し、教職員が心の余裕を持てるような環境を作ることも必要ではないか。

【まち・ひと・しごと】基本目標 3（ウ）該当

将来像の基本概念（コンセプト）

つながりのある元気なまち

“つながりのある元気なまち”とは、私が「いきいきと暮らし、様々な人々と絆（きずな）を結び、自分らしい人生を送れている」と実感できるまちです。

そのためには、個人の価値観やライフスタイル、異なる文化的背景をお互いに尊重し合いながら、地域に住む人々が連帯し、私たちの誰もが住みやすいまちにしていくことが必要です。

また、近くににぎわいのある商店街があるなど、各施設がまちのなかにバランス良く存在していれば、地域で働く機会も増え、より活気のあるまちになるはずです。そのような元気なまちにしていきたいと思います。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆ つながりのあるまちへ

- ・自治会やボランティアなどコミュニティ活動の活性化と連携の促進による住民の地域意識の醸成
- ・生涯学習に対する市民の関心の高まりに対するスポーツや芸術文化などの活動支援及び学び合いによるまちづくりの推進
- ・NPOなど市民活動団体への支援
- ・多文化共生の考えのもと、お互いを理解しあうためのコミュニケーションの促進
- ・コミュニティバス運行や路線バスとの連携による公共交通ネットワークの充実

◆ 元気なまちへ

- ・高齢者の豊富な知識や経験の活用、学習活動・就業への支援
- ・いつまでも、住み慣れた地域で暮らし続けるための福祉サービスの質の向上
- ・健康づくりの取組の充実
- ・消費者ニーズに対応できる商業の振興、商店街の活性化
- ・起業家や中小企業への効果的な支援
- ・雇用機会の創出と労働環境の充実の支援

※第5次朝霞市総合計画後期基本計画 P.193 より抜粋

◆ つながりのあるまちへ

施策321 生涯学習活動の推進

- ・現代は、生涯にわたり学び続けていくことが求められるので、学校の枠組みだけに頼るのではなく、地域のコミュニティや就業先などで、人々が学び続けられるような新しい教育システムへの切り替えを検討する必要があるのではないか。

施策431 コミュニティ活動の推進

- ・小学生くらいの子どもがいる世代は、子育てが一段落しており、かつ地域への関心も高い層なので、学校応援団の活動などをきっかけとして、地域の活動に参加してもらう仕組みがあった方がよい。

【まち・ひと・しごと】基本目標4（イ）該当

- ・防災や地域住民のつながり、子ども・高齢者の見守りなど、地域において町内会の果たす役割は大きい。町内会への加入促進活動を行っても新規加入者が増えない原因が、役員等の負担感にあるのであれば、それを解消するような思い切った発想の転換が必要ではないか。

【まち・ひと・しごと】基本目標4（イ）該当

施策621 男女平等の意識づくり

- ・LGBTQの方の中には、深刻な課題を抱えている方もいるので、パートナーシップ制度が導入されたことはとてもよいと考えるが、制度等について周知が必要ではないか。

【まち・ひと・しごと】基本目標4（イ）該当

◆ 元気なまちへ

施策 2 1 2 生活困窮者等への支援

- ・生活保護受給者や困窮者の相談を受けるにあたっては、相談者に寄り添う姿勢が求められることから、研修等により、人材の育成に努めていただきたい。

施策 2 3 1 健康で活躍できる地域社会の推進

- ・今後の社会の人口構造は、少数の若者が多くの高齢者を支える形となることが推定されている。認知症への対応についても、地域で認知症の方をサポートする体制を整える一方で、普段の生活の中で各自が認知症にならない取組を実践する必要があるため、行政は具体的な取組を実施した方がよい。

【まち・ひと・しごと】基本目標 4 (イ) 該当

施策 2 3 3 安全・安心な生活ができる環境整備

- ・一人暮らしの高齢者の場合、外部との接触も少なくなるため、状態が悪くなつてから支援に至ることがあるので、軽度のうちに支援につなげられるように、町内会と連携するなどの工夫が必要ではないか。

【まち・ひと・しごと】基本目標 4 (ウ) 該当

施策 5 7 1 魅力ある商業機能の形成

- ・産業振興を進めるにあたっては、補助金等で助成を行うだけではなく、具体的に動かしていくための支援も行う必要があるが、行政だけでできることではないので、多くの関係者を巻き込み、皆のアイデアを引き出しながら、進めていくことが行政の役割ではないか。

【まち・ひと・しごと】基本目標 1 (ア) 該当

施策 5 9 1 勤労者支援の充実

- ・朝霞で暮らして良かったと思われるために、ここで生まれ育ち、ここで仕事をするという人生全体を包み込むような取組をしてほしい。その中で、ワークライフバランスについても、言葉だけを一人歩きさせるのではなく、人々が実際に求めていることを実現できるよう、取組を進めていただきたい。

【まち・ひと・しごと】基本目標 1 (ウ) 該当

将来像の基本概念（コンセプト）

自然・環境に恵まれたまち

“自然・環境に恵まれたまち”とは、私が「四季折々の草花、動物たち、川や湧水などの自然が豊かだ」、「まちの歴史や文化伝統を大切に次の世代に手渡していける」と実感できるまちです。

そのためには、豊かな自然や環境を守り、育て、さらに魅力を引き出していくことが何よりも大切です。

まちの自然・環境のすばらしさを、誰もが自信を持って語り合い、歴史や文化伝統を誇れるようなまちを創り出したいと思います。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆ 自然・環境がいきるまちへ

- ・ 自然と調和した適正な土地利用の促進
- ・ 市民との協働による河川環境や樹林地、湧水、公園緑地などの保全・活用
- ・ 地域の特徴をいかした美しい景観の保全・創出
- ・ 環境保全のための活動の支援、環境にやさしいまちづくり
- ・ 循環型社会の構築に向けた市民と行政が一体となった取組の推進

◆ 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ

- ・ 朝霞のあゆみを後世に伝えていくための地域の歴史や伝統文化の継承・保護
- ・ 恵まれた自然や環境を生かした朝霞独自の文化の継承・創出・育成
- ・ まちの活性化を図るため、市と市民の協力によるまちの魅力（文化・環境・ひと）の発信

※第5次朝霞市総合計画後期基本計画P.194より抜粋

◆ 自然・環境がいきるまちへ

施策421 ごみの減量・リサイクルの推進

- ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、特にリユースについては、民間企業でも活発な市場となっていることから、市が実施する必要があるのかを検討する時期がきているのではないか。
- ・リサイクルプラザについて、市が運営するのであれば、時代の変化を踏まえ、アプローチの仕方を見直したり、展示テーマを絞ったりなど、有効的な使い方を検討する必要があるのではないか。

施策532 うるおいのある生活環境づくり

- ・公園でのボール遊びが制限されていることについて、これまで関係者との調整の積み上げの結果、現在の運用となっていることは理解できるが、一方で、市民アンケートなどをみると、ボール遊びができる公園を求める声も多いことから、一部の公園などで試験的に実施し、問題点の洗い出し等を行うなど、実施に向けた検討を進めることが必要ではないか。

【まち・ひと・しごと】基本目標2（ア）該当

◆ 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ

施策 3 4 1 歴史や伝統の保護・活用

- ・地域の文化財は地域経済を振興する上で重要な要素である。重要文化財である旧高橋家住宅についても、地域に根差した施設であり続けるためには、市民が親しみを持てるような取組も必要ではあるが、一方で、市民に対して、その重要性を周知し、維持・保存も地域の役割であることを啓発していくべきではないか。

【まち・ひと・しごと】基本目標 2 (イ) 該当

施策 5 3 2 うるおいのある生活環境づくり

- ・みどりのまちづくりに積極的に取り組んだことで、シンボルロードなども魅力的な取組として成果を挙げているが、それがシティ・プロモーションに生かされていない。これからは、市外からシンボルロードを歩く人が訪れるような取組に発展させることが重要である。

【まち・ひと・しごと】基本目標 2 (ウ) 該当

基本構想を推進するために

市民参画・協働

- ・ 参画と協働の仕組みの検討
- ・ 市民参画と協働の推進
- ・ 情報提供の充実と市民ニーズの把握

行財政

- ・ 総合計画の推進
- ・ まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進
- ・ 公平・適正な負担による財政基盤の強化
- ・ 公共施設の効果的・効果的な管理運営
- ・ 適正かつ効率的な行政事務の遂行
- ・ 機能的な組織づくりと人材育成

◆ 市民参画・協働

施策441 市民活動への支援

・NPOの支援について、相談会の実施や補助金の交付だけではなく、職員が団体の活動を知ろうとし、また関係者と話をし、普段から関わりを持つなどの地道な努力を重ねることで、NPO団体の増加という目標の達成につなげることができるのではないか。

【まち・ひと・しごと】基本目標4（ア）該当

・NPO団体の増加を目的とするのであれば、団体の活動を支援するというだけでも足りるが、市として実施したい施策につながるような団体の支援を積極的に行うなど、NPO団体の活動を活用して市の施策を進めることも検討したらどうか。

【まち・ひと・しごと】基本目標4（ア）該当

施策442 市民活動環境の充実

・NPO団体の増加という目標を達成するためには、既存団体の活性化だけではなく、新しい活動団体を増やす取組にもっと力を入れる必要があるのではないか。

【まち・ひと・しごと】基本目標4（ア）該当

◆ 行財政

施策231 健康で活躍できる地域社会の推進

- ・高齢者のデジタルデバインドについて、講座による情報の発信だけではなく、YouTubeなどで手続きの事前学習をできるような動画を掲載し、本人が必要な時に何度でも閲覧できるような仕組みも必要ではないか。

施策651 総合計画の推進

- ・施策の効果を測る指標について、結果（アウトプット）の評価ではなく、取組の結果としてどのような効果があったのかという成果（アウトカム）の評価を設定することが必要ではないか。
- ・市民満足度アンケートは、大規模に実施するアンケートとして、多くの意見を吸収できる機会なので、もっと有効活用できるように、専門家の意見も聴くなどして、より良いものになるよう改善に取り組むべきではないか。

施策652 公平・適正な負担による財政基盤の強化

- ・安定した財政運営のためには、市民や市内事業者を増やすことで、税収増とすることが重要であるので、その目的を達成するために、様々な取組を進める必要がある。その一つとして、市独自の産業振興策に力を入れる必要があるのではないか。

施策654 適正かつ効率的な行政事務の遂行

- ・高齢者のデジタルデバインドについて、現状に不自由を感じなければ、積極的にデジタルを活用する機会も生まれにくいので、デジタル化を進めたい行政と、現状で満足している市民の気持ちのギャップをどう埋めるかが課題である。そのためには、市民に積極的にスマホを使った手続きを体験してもらうなど、デジタルの利便性を感じられるような取組をしたらどうか。

参考資料

I 朝霞市外部評価委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市外部評価委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市の総合計画、行政改革及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進に関し必要な事項について調査し、及び審議するため、朝霞市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画、行政改革及び総合戦略の施策評価の結果の検証並びに意見及び提案を行うこと。
- (2) 総合計画、行政改革及び総合戦略の推進に関し必要な事項について調査し、及び審議し、助言を行うこと。
- (3) 行政評価制度の改善について、提言を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の議会の議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 市が関係する団体から推薦された者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会に属する委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(略)

Ⅱ 委員名簿

役 職	氏 名	選出区分	備考
委 員	大橋 正好	市議会議員	
委 員	岡崎 和広	市議会議員	
委 員	小島 真知子	知識経験者	
副会長	長谷川 清	知識経験者	
会 長	花輪 宗命	知識経験者	
委 員	宮澤 謙介	知識経験者	
委 員	小寺 仁	関係団体	
委 員	龍口 隆二	関係団体	
委 員	青山 真弓	公募市民	
委 員	岩崎 由香	公募市民	令和5年5月16日まで
委 員	大幡 誠也	公募市民	
委 員	菅沼 法雄	公募市民	
委 員	渡邊 陽子	公募市民	令和5年5月17日から

※選出区分ごとに五十音順 敬称略

Ⅲ 審議経過

日 程	概 要
第1回 令和5年5月23日	外部評価「安全・安心なまち」
第2回 令和5年6月1日	外部評価「子育てがしやすいまち」
第3回 令和5年7月6日	外部評価「つながりのある元気なまち」
第4回 令和5年7月20日	外部評価「自然・環境に恵まれたまち」
第5回 令和5年7月28日	外部評価「基本構想を推進するために」